

○特別職の職員の報酬に関する条例

(昭和 49 年 2 月 26 日 条例第 16 号)

改正 昭和 50 年 7 月 10 日条例第 10 号

昭和 52 年 7 月 29 日条例第 6 号

昭和 59 年 3 月 1 日条例第 1 号

平成 14 年 8 月 7 日条例第 2 号

平成 20 年 2 月 27 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項の規定による特別職に属する職員の報酬の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 この条例は、次に掲げる特別職に対して適用し、次の額を定めるものとする。

組合長 年額 60,000 円

副組合長 〃 50,000 円

第 3 条 特別職には、その職に就任した月から報酬を支給する。

第 4 条 特別職が任期満了、辞職、死亡又はその他の理由によりその職を離れたときは、その当月までの報酬を支給する。

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 10 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 7 月 29 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 3 月 1 日）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 8 月 7 日条例第 2 号）

この条例は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。